

第2章 公立学校における取組

第1節 学校としての組織的な取組と関係機関等との連携等について

(1) 人権尊重の視点に立った学校づくり

問1 貴校では、人権尊重の視点に立った学校づくり（雰囲気づくり、人間関係づくり等）を進める観点から、児童生徒への指導等の取組の中で、特にどのようなことに力を入れていますか。次のア～カのうち特に力を入れているものを、二つまでの範囲で選び、回答様式にてお答えください。

- ア 児童生徒に自己存在感や肯定的自己イメージをもたせる
- イ 児童生徒自身に自己選択・決定をさせる機会を与える
- ウ 児童生徒に他者とともによりよく生きようとする態度、規範等を育てる
- エ 学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成する
- オ 児童生徒に人権侵害につながり得るような言動等があった場合には、毅然とした指導を行う
- カ 児童生徒が日頃から人権学習に親しめるような場や機会を整備する（学校内に人権コーナーを設置する、人権をテーマに掲示等を行う、人権に関する学習会を定期的に開催するなど）

(結果)

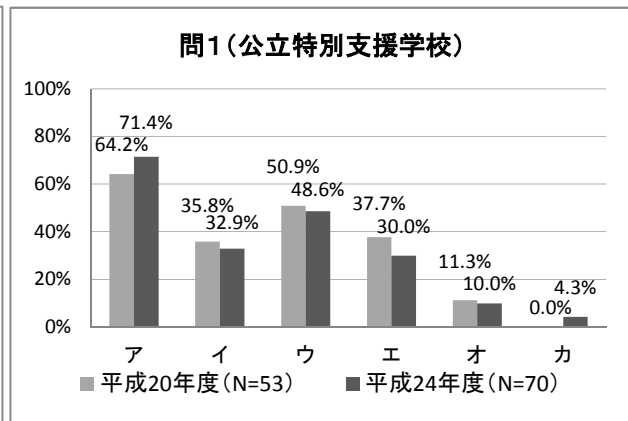
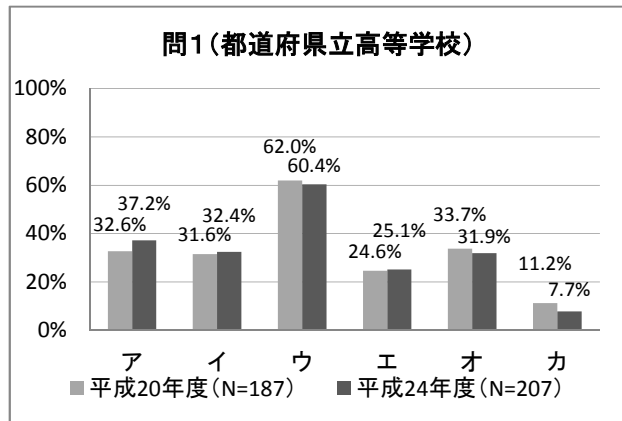
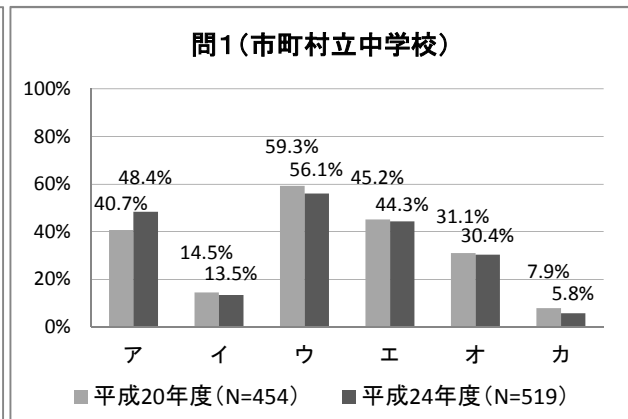
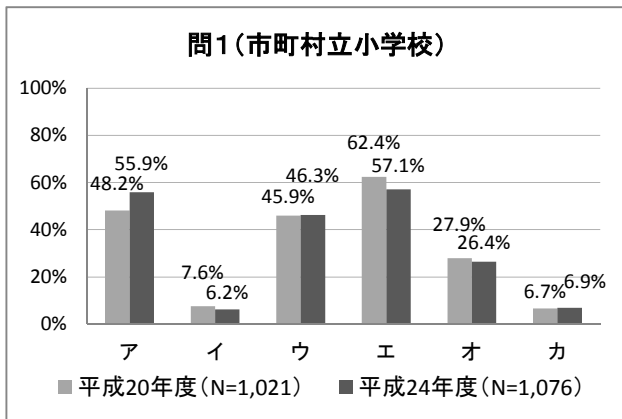
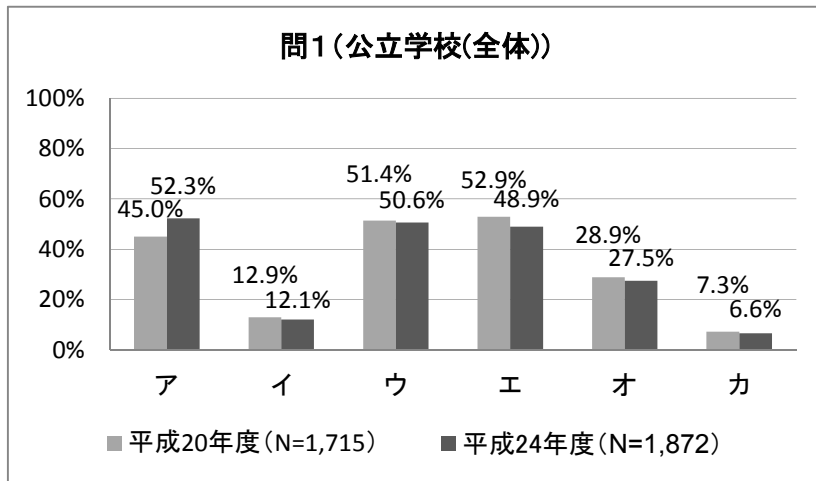
人権尊重の視点に立つ学校づくりを推進するために指導上の力点を置いている事項について、平成20年度と比べ、全般的な傾向に大きな変化はなく、ア、ウ、エが高い比率を占めている。

(分析)

学級担任制である小学校においては「エ 学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成する」が重視されていたり、高等学校では「ア 児童生徒に自己存在感や肯定的自己イメージを持たせる」よりも「イ 児童生徒自身に自己選択・決定をさせる機会を与える」や「ウ 児童生徒に他者とともによりよく生きようとする態度、規範等を育てる」と回答をした学校が比較的多いなど、校種により、力を入れている取組の特徴の違いが見られるが、平成20年度と同様、概して学級等の集団に受容的、共感的な人間関係を形成することや、児童生徒が自己存在感や肯定的自己イメージを有すること、他者とともによりよく生きようとする態度・規範等を育てること等に重点を置く人権教育が推進されていることが認められる。

引き続き、校種の特性や児童生徒の発達段階を踏まえ、人権教育における体系的な指導内容・方法の充実を期待したい。

問1



問2 貴校では、人権尊重の視点に立った学校づくり（雰囲気づくり、人間関係づくり等）を進める上での教職員の役割を踏まえた対応として、特にどのようなことに力を入れていますか。次のア～カのうち特に力を入れているものを、二つまでの範囲で選び、回答様式にてお答えください。

- ア 人権一般に関わる教職員の知識を深める（人権発展の歴史や人権侵害の現状について、正義、平等、権利・義務等の概念について、関連の法規・条約についてなど）
- イ 人権一般に対する教職員の感覚を養う（ステレオタイプや偏見を見極める感覚、人権の実現のために行動しようとする意欲・態度など）
- ウ 身近な人権問題、個別の人権課題等に対する教職員の理解を向上させる
- エ 人権尊重の観点から、日常の様々な場面における教職員の言動等に配慮する
- オ 児童生徒を始めとした他者との望ましい人間関係を形成するための教職員のスキルを高める（他者に受容的に接する技能、共感的な人間関係を築く能力、対立的な問題を建設的に解決する能力など）
- カ 教職員相互の望ましい人間関係を構築する、協力的な教職員集団をつくる

（結果）

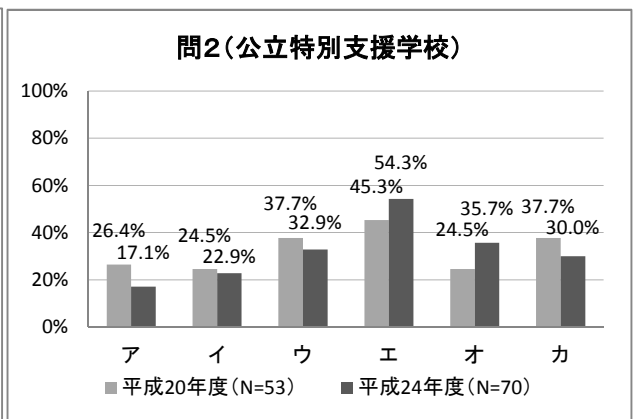
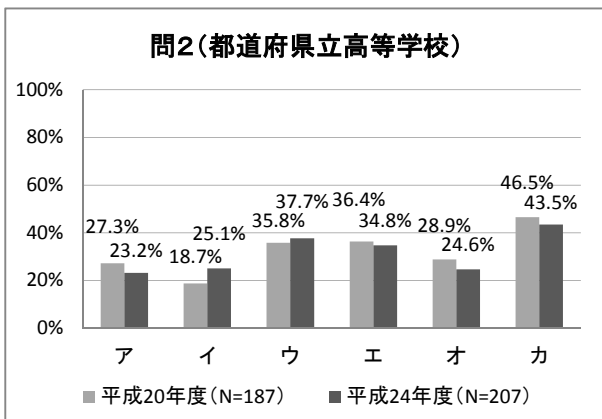
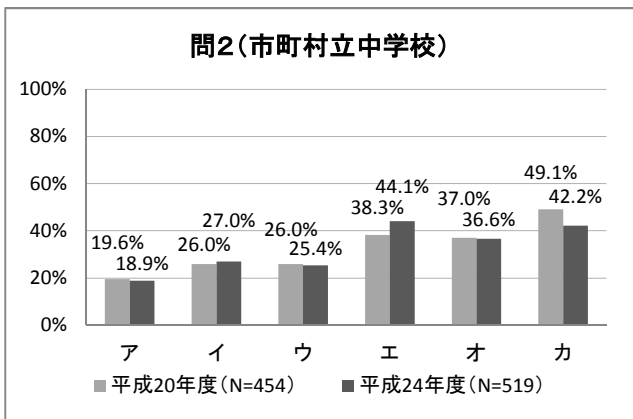
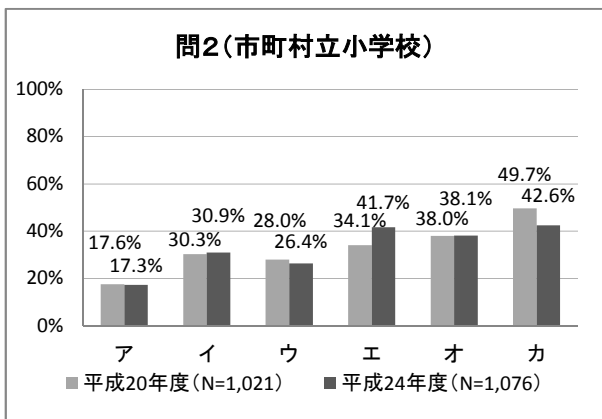
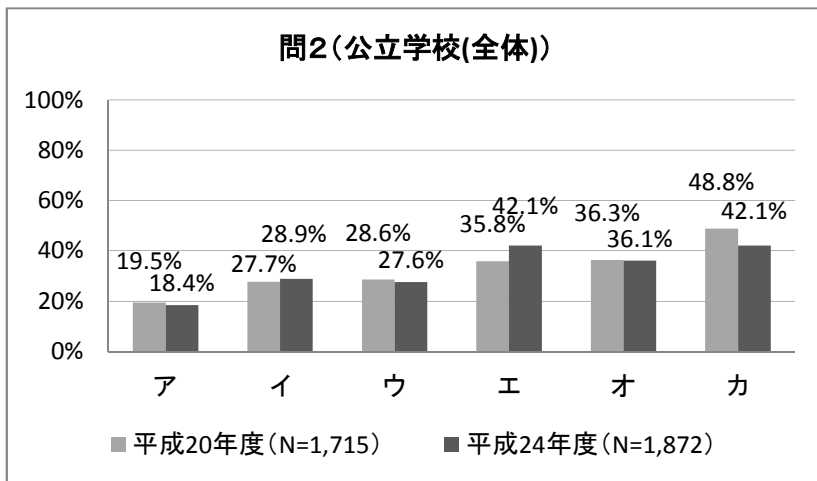
人権教育の場としての学校づくりを進める上で必要な教職員の役割を踏まえた対応として重視している内容について、平成20年度と比べ、前回同様、ア～カまで回答が分散しているものの、ア～ウが30%未満、エ～カが30%以上となっている。

（分析）

特に力を入れていることを二つまで選択する問いであることに留意して分析する必要があるが、前回と同様、人権に関する教職員の知識を深めることに関わる取組が最も低い比率となっていることが認められる。

こうした結果から、改めて、教職員研修において、教職員自身の人権に関する知的理解の深化に関する内容についてもより積極的に取り上げ、教職員における人権に関する知的理解の深化と人権感覚の鋭敏化の双方を進展させることにより、人権尊重の視点に立った学校づくりが一層促進されることを期待したい。

問2



(2) 学校としての組織的な取組とその点検・評価

問3 貴校では、人権教育に関する全体計画を定めていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 既に定めている
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討中
- エ 定めていない（検討もしていない）

(結果)

学校における人権教育を体系的に推進するための全体計画の策定状況について、平成20年度と比べ、学校全体としては、アが6.5ポイント増加し75.3%、イが0.5ポイント減少し3.4%、ウが2.6ポイント減少し14.0%、エが3.4ポイント減少し7.3%となっている。

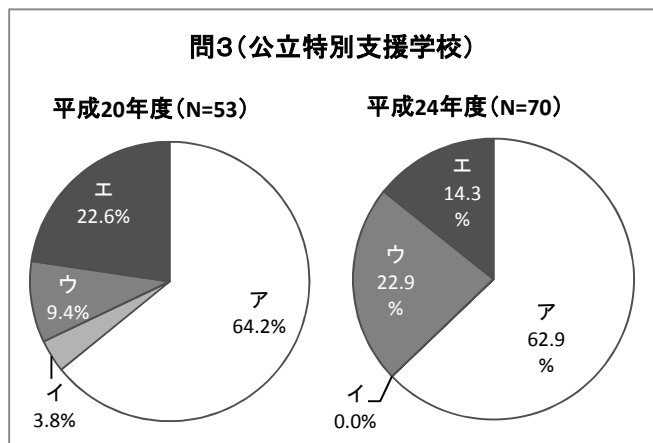
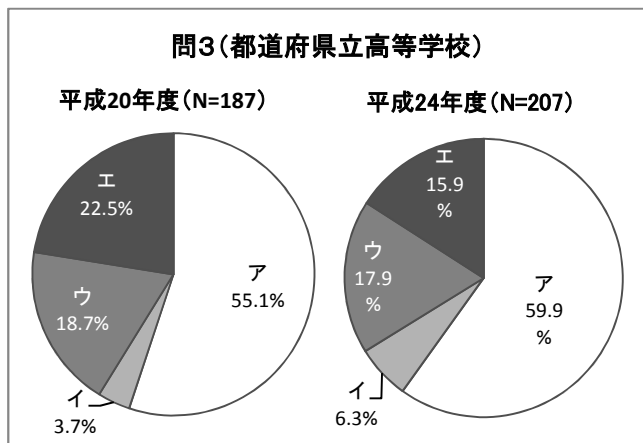
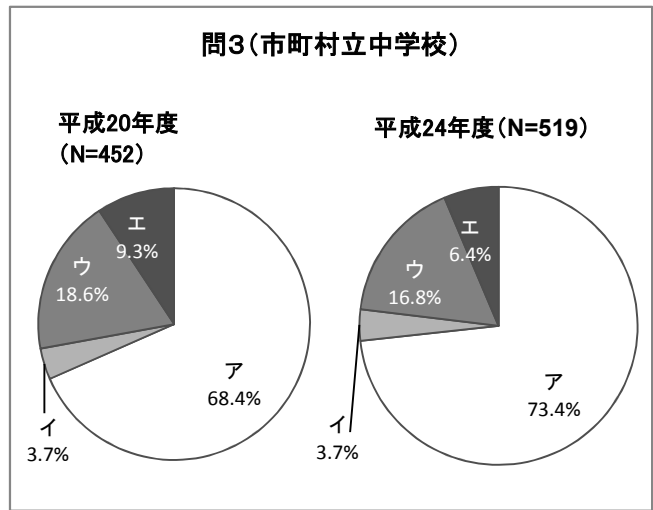
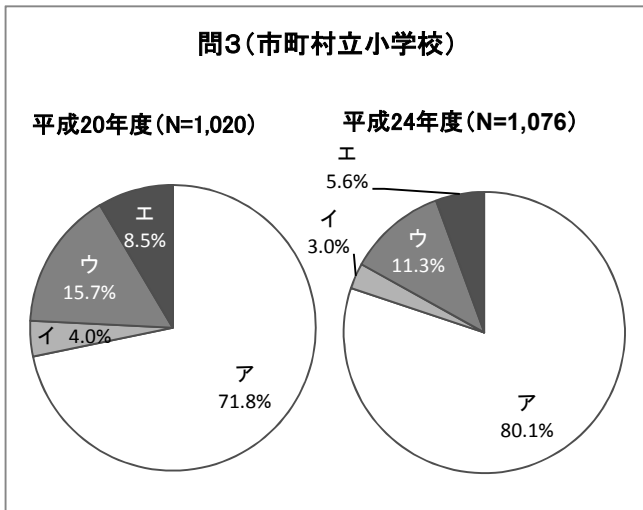
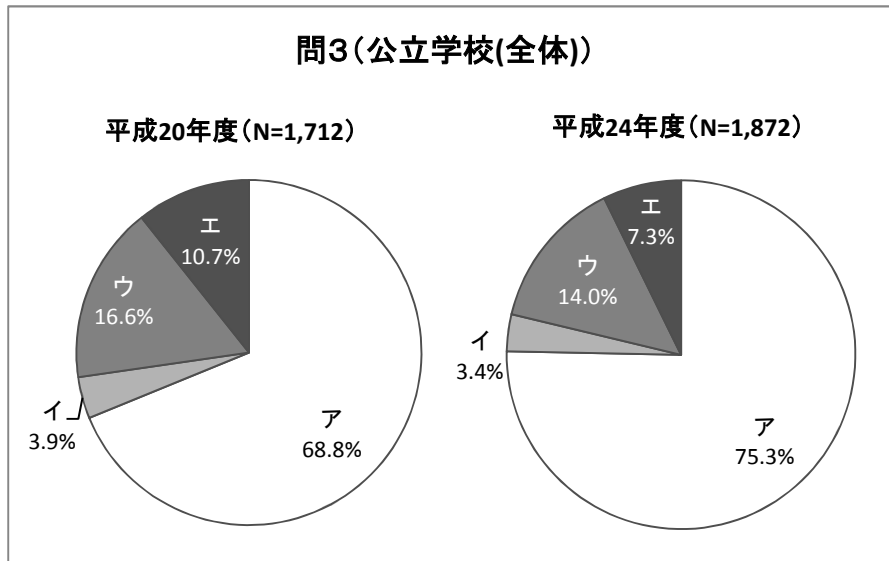
(分析)

平成20年度と比べ、全体計画の策定は進みつつあり、全般的には人権教育に関する全体計画作成は定着しつつあると認められるが、実際に策定に至っていない学校が約4分の1を占めるなど、未だ十分とは言えない状況にある。

人権教育に関する全体計画は、学校における目標や取り組むべき活動の全体を、発達段階に即しつつ、各教科等との関連を考慮しながら総合的・体系的に示すという、当該学校における人権教育の推進の根幹となるものであり、全体計画がなければ、学校が組織として取り組むこと、各教職員がその方針を共有すること、実践を通じた振り返りを行うことが困難となるため、全ての学校において全体計画の策定が求められる。

今後、未策定の学校においては、教育委員会が必要に応じて支援を行いながら、各教科等や生徒指導に関する計画との関連性に留意し、人権教育に関する全体計画の策定に向けた積極的な取組を期待する。

問3



問4 貴校では、人権教育に関する年間指導計画を定めていますか。次のア～エのうちから当てはまるもの一つを選び、回答様式にてお答えください。

- ア 既に定めている
- イ 現在、具体的に策定作業を進めている
- ウ 現在、策定について検討中
- エ 定めていない（検討もしていない）

（結果）

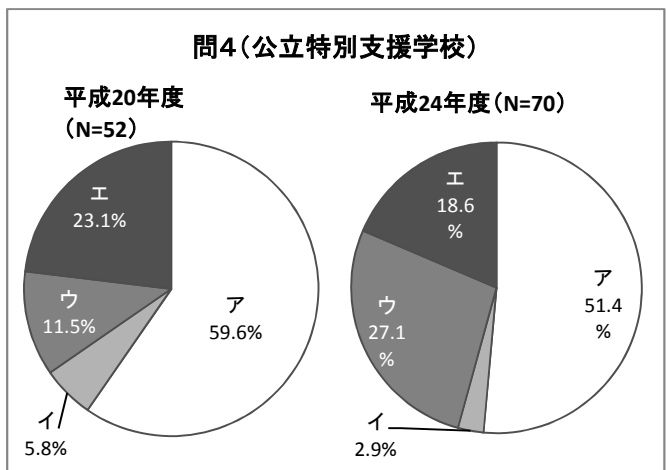
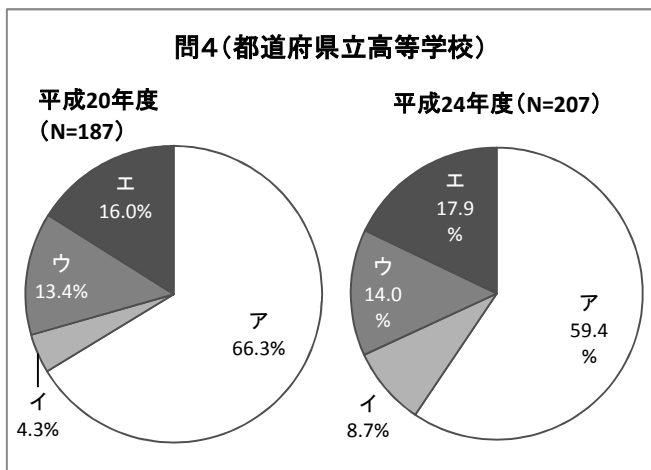
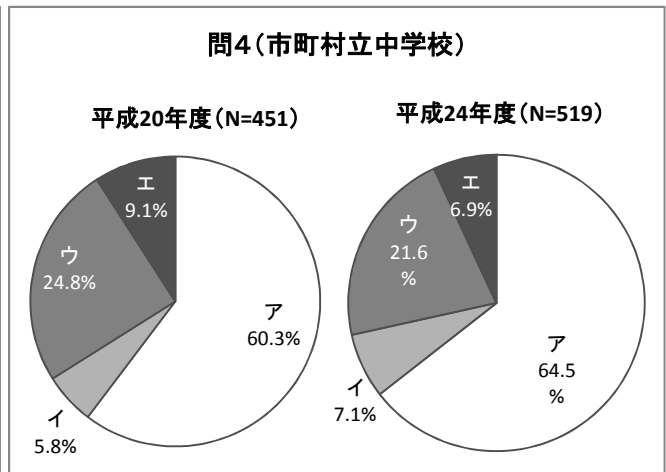
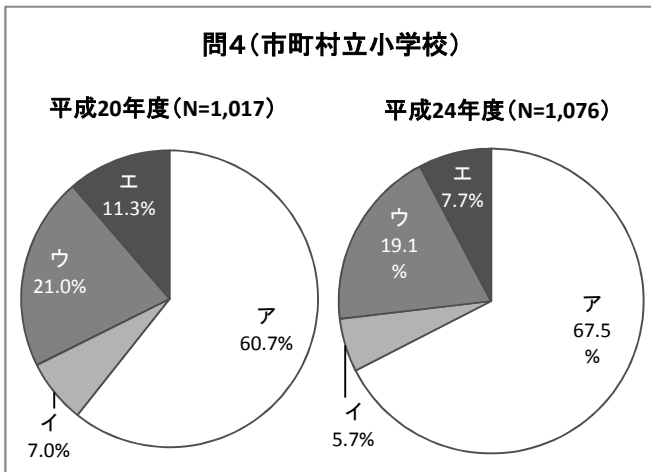
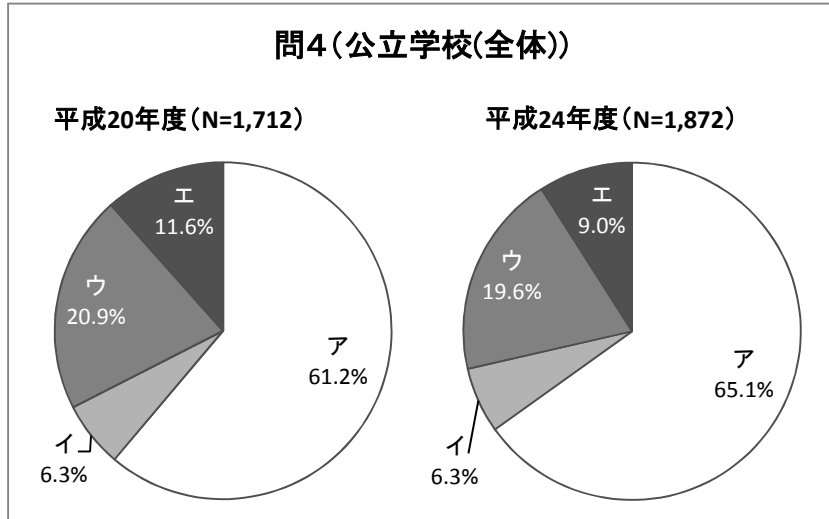
人権教育を具体的に推進するための年間指導計画の策定状況について、平成20年度と比べ、学校全体としては、アが3.9ポイント増加し65.1%、イが増減なく6.3%、ウが1.3ポイント減少し19.6%、エが2.6ポイント減少し9.0%となっている。

（分析）

平成20年度と比べ、各学校における年間指導計画の策定は進みつつあるものの、「ウ 現在、策定について検討中」あるいは「エ 定めていない（検討もしていない）」の合計は依然として約30%近くあり、問3の全体計画の状況と比べても策定率は若干低くなっている。また、高等学校や特別支援学校においては、年間指導計画を定めているとした学校の割合が減少していることから、積極的な改善を求めたい。

全体計画同様、年間指導計画も全ての学校において策定されることを期待する。未策定の学校においては、引き続き、教育委員会による必要な支援を受けつつ、策定に向けた積極的な取組を強く期待する。

問4



問5 (問3・問4のいずれか又は双方において、「ア 既に定めている」の場合) 貴校では、人権教育に関する全体計画又は年間指導計画において、具体的にどのような事項について定めていますか。次のア～サのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 都道府県や市町村の人権教育推進方針・計画との関係
- イ 当該学校における教育活動全体の目標(学校の教育目標)、計画等との関係
- ウ 人権教育に関する学年ごとの目標、計画等
- エ 人権教育に関する教科等ごとの目標、計画等
- オ 人権教育に関わる教科外の活動等(学級経営、生徒指導、進路指導、教育相談等)に関する目標、計画等
- カ 個別的な人権課題への取組に関する目標、計画等
- キ 交流活動や体験活動、課題探求型の学習活動などの実施に関する目標、計画等
- ク 家庭地域、関係機関等との連携又は校種間の連携に関する目標、計画等
- ケ 人権週間を始めとした週間・月間、記念日等に行う取組の計画等
- コ 教職員研修に関する目標、計画等
- サ その他

(結果)

人権教育に関する全体計画又は年間指導計画に包含されている具体的事項について、平成20年度と比べ、学校全体として、全般的な傾向に大きな変化はないが、ほとんどの事項に対する回答の割合が増加している。最も割合が高いイは93.4%、次いでウは81.3%となっている。

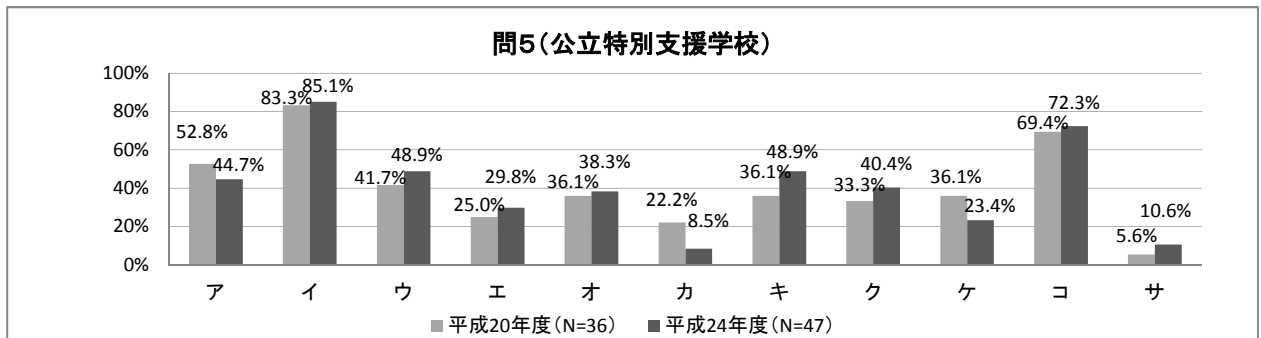
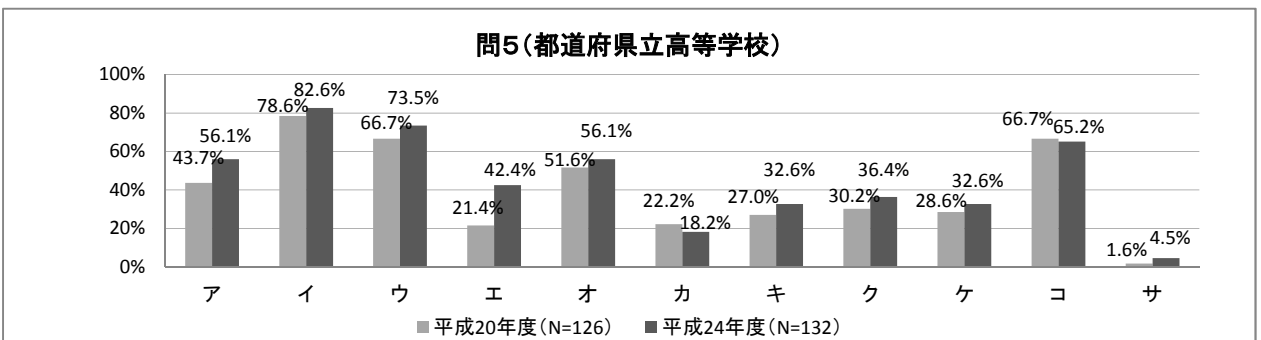
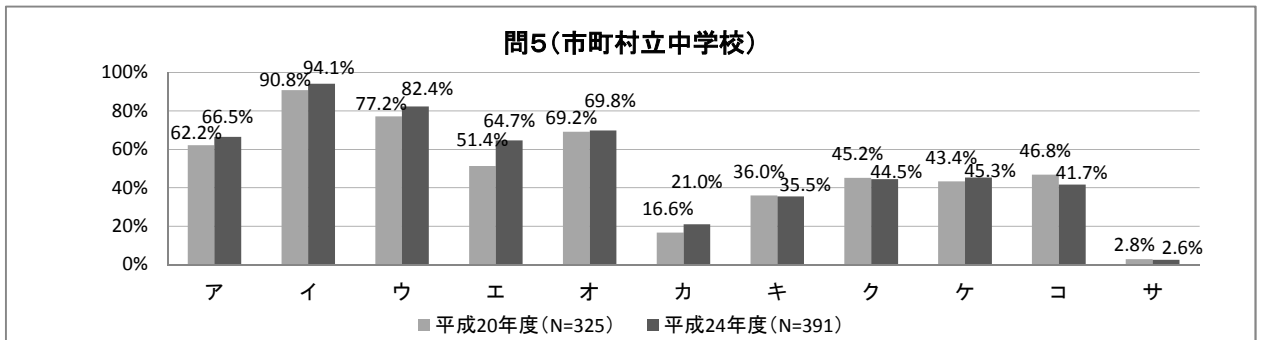
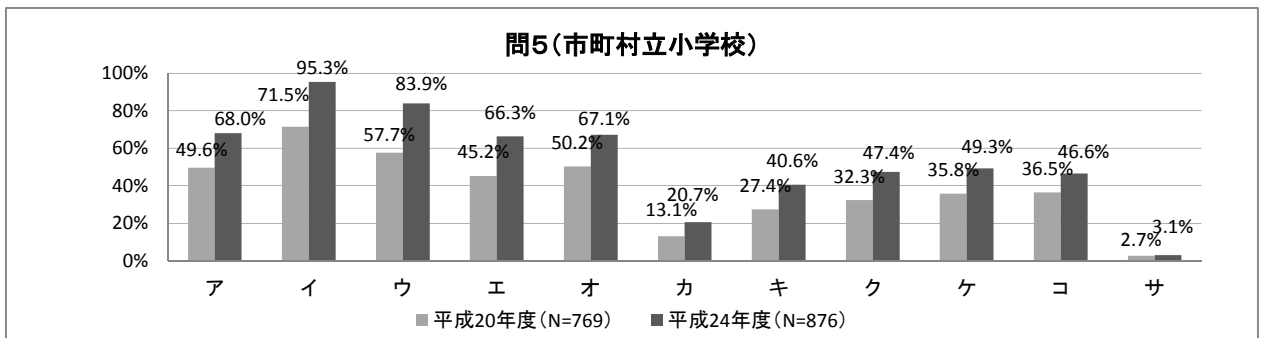
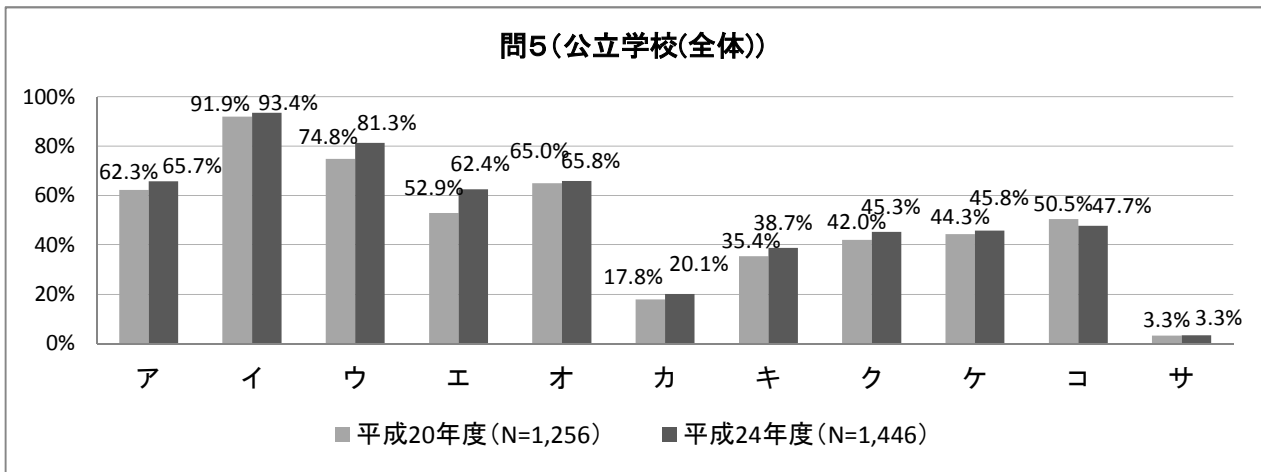
(分析)

平成20年度と比べ、各学校においては、人権教育に関する全体計画又は年間指導計画により多くの内容を包含させていることから、人権教育の体系的な推進がより図られているものと考えられる。

他方で、依然としてカ、キの割合が低いことから、個別の人権課題への取組や交流活動、体験活動、課題探求型の学習活動等における人権教育の適切な位置づけが引き続きの課題と考えられる。

各学校においては、教育委員会が策定する人権教育における推進方針・計画を踏まえながら、学校における全体計画や年間指導計画全体における体系的な整理を図りつつ、様々な計画等を策定するとともに、全ての教職員がこれらの情報を共有し、学校全体として一体となった人権教育の推進を期待したい。

問5



問6 (問3・問4のいずれか又は双方において、「ア 既に定めている」の場合) 貴校では、人権教育に関する全体計画・年間指導計画の策定に当たり、主にどのような資料を踏まえて検討しましたか。次のア～コのうちから当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。(※平成24年度調査において追加した設問)

- ア 「人権教育の指導方法等の在り方について [第三次とりまとめ]
- イ 都道府県の人権教育推進方針・計画
- ウ 市区町村の人権教育推進方針・計画
- エ 都道府県の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- オ 市区町村の教育委員会が作成した人権教育に関する指導用資料等
- カ 人権教育を推進する大学や研究機関等が作成した文書や資料等
- キ 人権教育に関連する市民団体等が作成した文書や資料等
- ク ユネスコなど、国連組織の作成した文書や教材等
- ケ その他
- コ 特に検討を行っていない・参考としている資料は特になし

(結果)

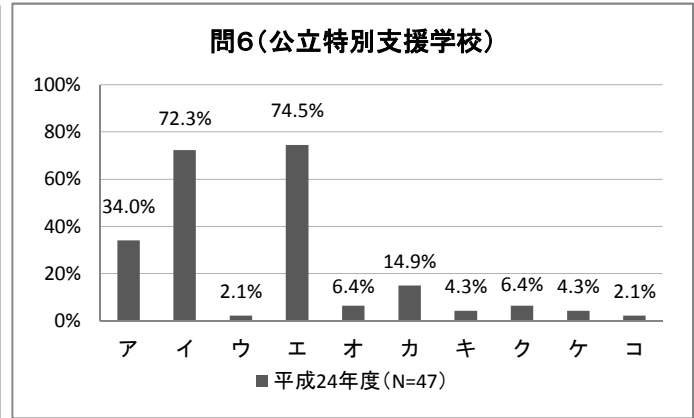
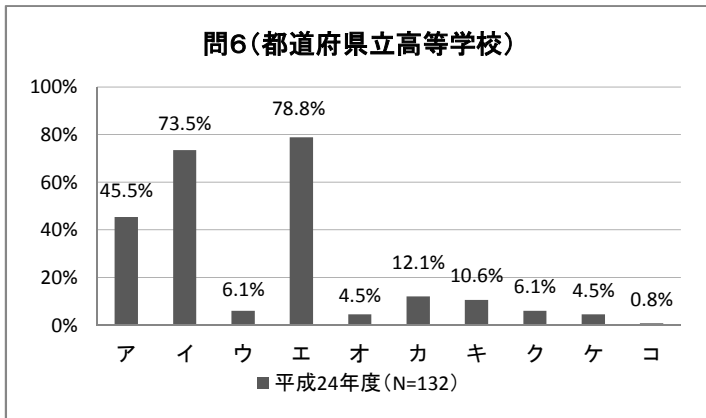
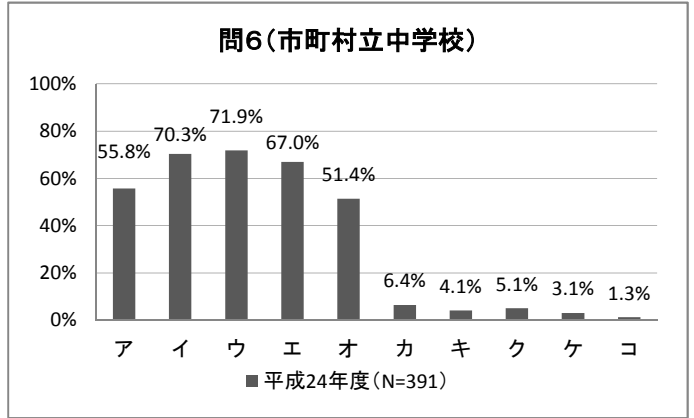
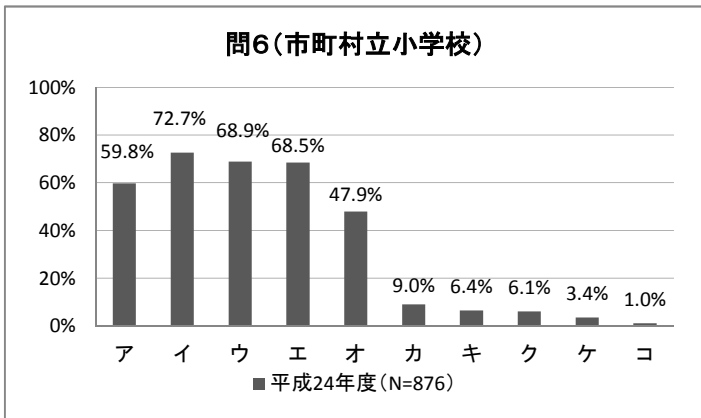
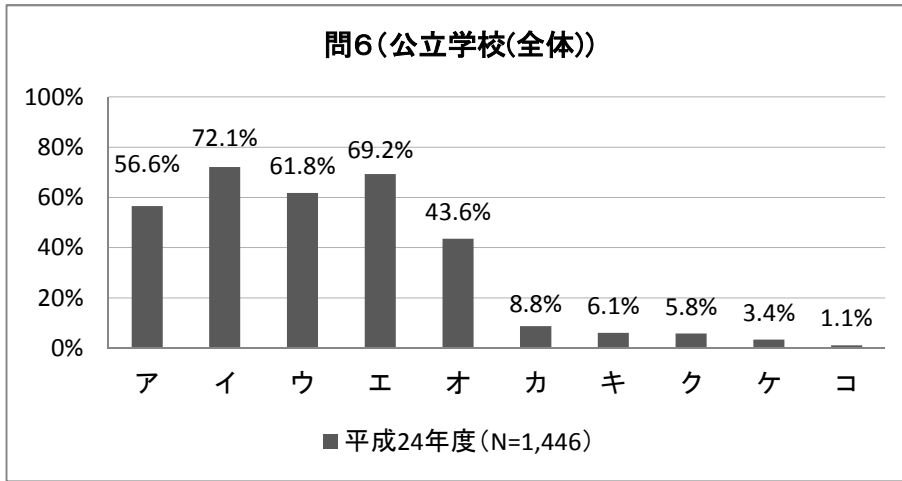
人権教育に関する全体計画又は年間指導計画の策定に当たり、主にどのような資料を踏まえて検討しているかについて、ア～オが40%～70%台、それ以外は一桁台の割合となっている。

(分析)

都道府県・市区町村の人権教育推進方針・計画、並びに教育委員会作成による人権教育に関する指導用資料等がほぼ60%の学校で使用されている。他方、[第三次とりまとめ]は、各校に配布済みであるにもかかわらず、約57.6%の学校で使用されているに留まっている。多くの都道府県の人権教育推進方針・計画及び指導用資料等は[第三次とりまとめ]を踏まえて作成されているが、半数近くの学校が直接には参照していない状況は改善が望まれる。

また、人権教育を推進する大学や研究機関、市民団体等、ユネスコ等の国際機関等が作成した資料や教材等を踏まえる学校は合わせても10数%に留まっている。将来的にはこうした諸機関等が提供する幅広い資料等の活用による発展的な取組を期待したい。

問6



問7 貴校では、人権教育を推進するための校内推進体制として、どのような体制整備を行っていますか。次のア～コのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 人権教育に関する主要な方針・計画の企画立案を行う組織又は会合等に、管理職が参加している
- イ 人権教育に関する主要な方針・計画についての（最終的な）決定は、校長が責任を持って行っている
- ウ 校内推進体制の要となる人権教育担当者を置いている
- エ 複数教職員が参加する人権教育担当組織（人権教育部など）を置いている
- オ 基本的に全ての教職員が、人権教育の全体計画・年間指導計画等の見直し・策定に、いずれかの形で参加する体制がとられている
- カ 基本的に全ての教職員が、人権教育の取組の点検・評価に、いずれかの形で参加する体制がとられている
- キ 教職員の間で人権教育に関する実践の交流・評価が行われている
- ク 保護者や地域住民からの意見聴取等を行うための組織体制が整備されている
- ケ その他
- コ 特に行っていない

（結果）

人権教育を推進するための校内推進体制の内容について、平成20年度と比べ、学校全体としては、全般的な傾向に大きな変化はなく、イ、ウが約80%となっている一方、エ、キ、クが30%～40%台になっている。

特徴的な変化としては、全ての校種においてカの割合が低下、高等学校において概ね全般的な事項の割合が低下、特別支援学校においてカが13.8%減少し37.1%となっていることである。

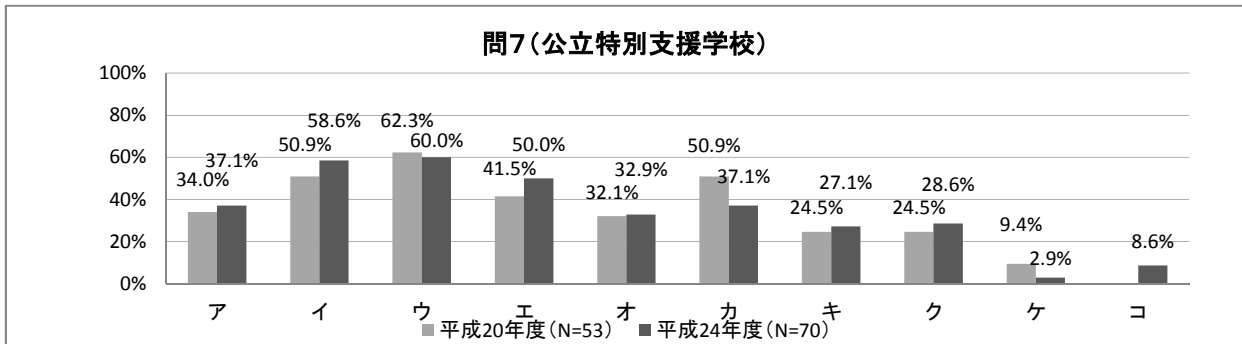
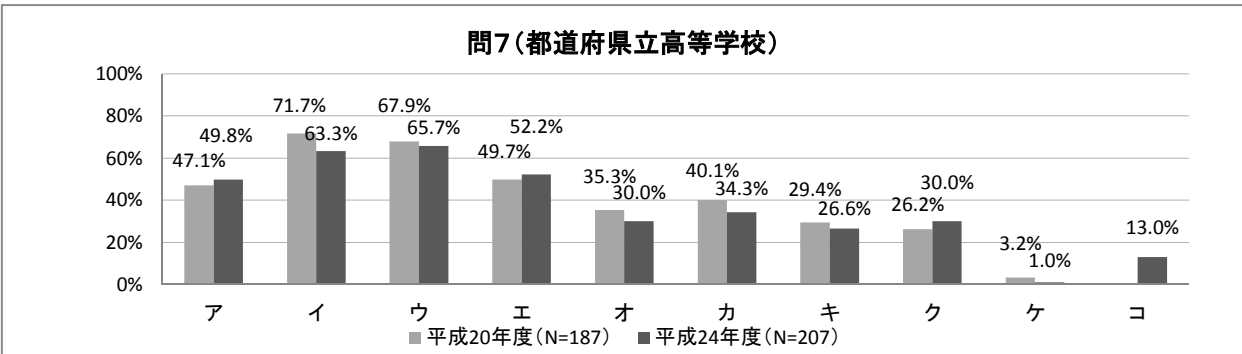
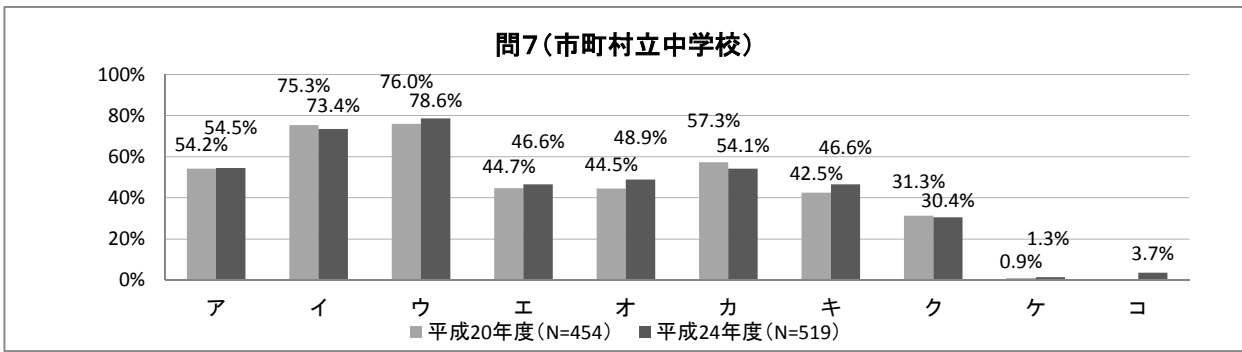
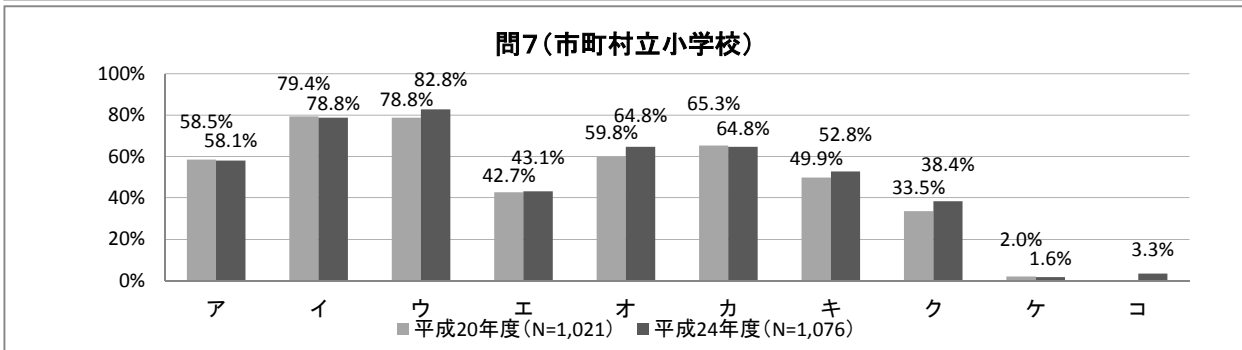
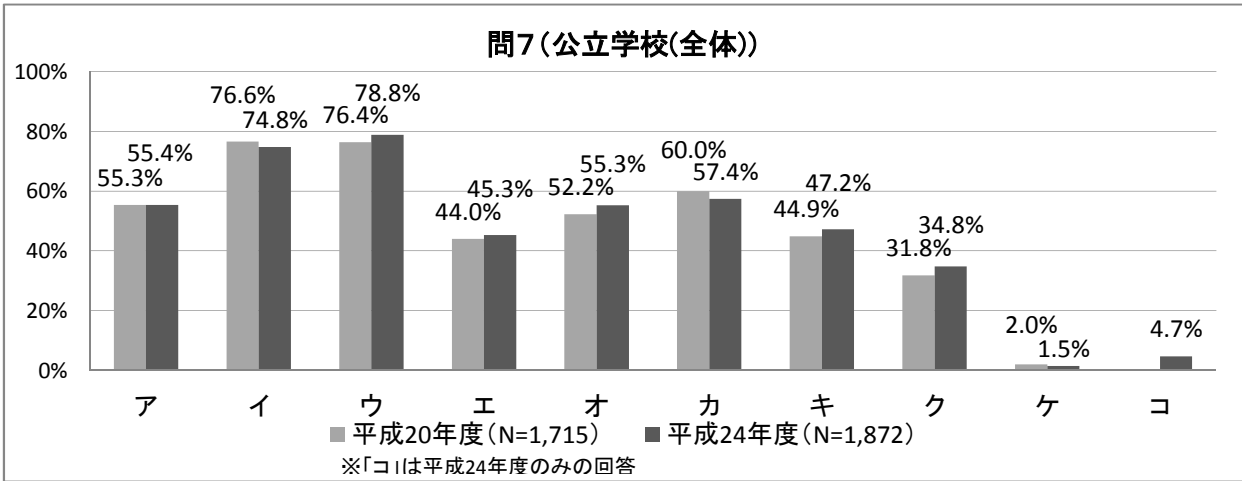
（分析）

平成20年度と比べ、小学校及び中学校においては、全国的に学校長等の管理職及び人権教育担当者を中心とした校内における推進体制の整備が、一層定着しているのではないかと考えられる。

その一方で、高等学校や特別支援学校における全ての教職員の関わりについては、取組を行う学校の割合が減少しており、校内推進組織が必ずしも十分に機能していない可能性が危惧される面もある。

人権教育の推進に当たっては、全ての教職員が主体的に参加する校内の体制の充実が重要である。学校管理職においては、その体制充実に一層その意を払うことが期待される。

問7



問8 貴校では、人権教育に関する貴校の活動についての点検・評価の取組として、どのようなことに取り組んでいますか。次のア～オのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 学期・年度等ごとに、人権教育の取組について、“振り返り”（反省・総括）のための情報交換・討議等を組織的に行っている
- イ 人権教育の取組について、“振り返り”（反省・総括）のための客観的データの収集・整理等を行っている
- ウ 人権教育の取組について、予め目標を立て、当該目標ごとにその達成状況についての評価を行っている
- エ 人権教育の取組の成果等（目標の達成状況など）を測定するための客観的な指標を立て、当該指標に基づいて評価を行っている
- オ 人権教育の取組の成果に関する評価を踏まえ、年度等ごとに目標、計画等の見直しを行っている

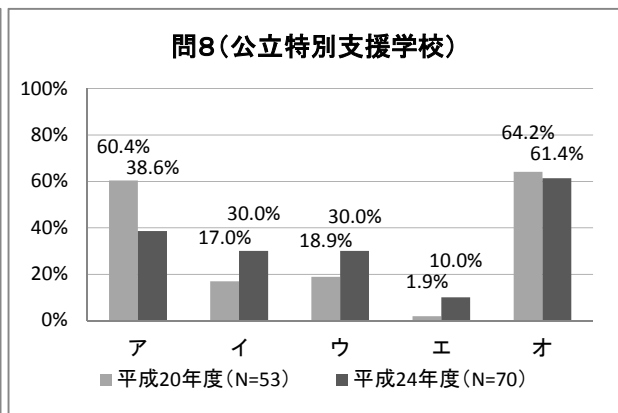
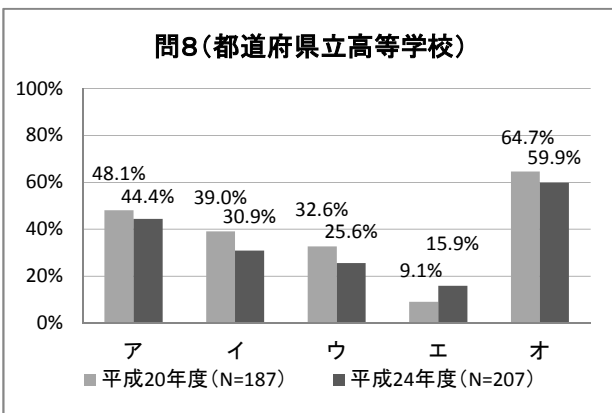
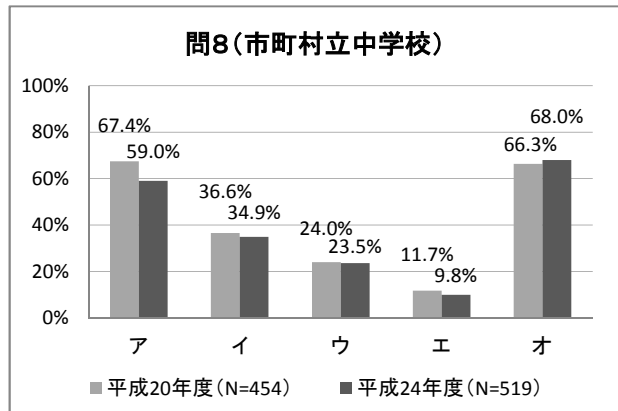
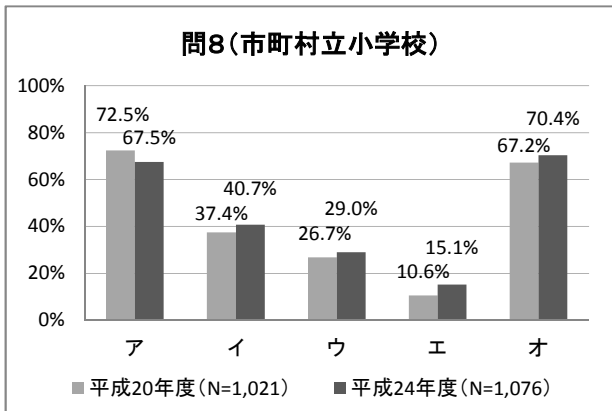
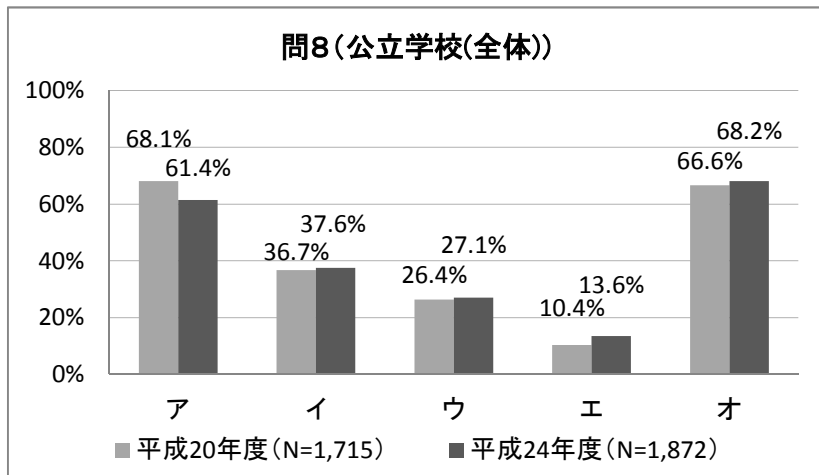
（結果）

人権教育に関する活動の点検・評価の内容は、平成20年度と比べ、学校全体として、前回と同様、アとオが60%台となっているが、アは6.7ポイント減少し61.4%となっている。他方、これ以外は全て増加しており、イは0.9ポイント増加し37.6%、ウは0.7ポイント増加し27.1%、エは3.2ポイント増加し13.6%、オは1.6ポイント増加し68.2%となっている。

（分析）

各学校においては、人権教育の目標、全体計画、年間指導計画を設定し、それに基づく実践を行った上で、学期や年度ごとに、人権教育に関する活動の点検・評価を行うことが期待されるが、振り返りのための情報交換や討議等を組織的に行っていると回答する学校の割合が、いずれの校種においても減少している。自らの実践の振り返りが行われなければ、組織的な改善につなげていくことは困難である。これらの取組がより多くの学校で行われるようになることを強く期待したい。

問8



問9 貴校では、人権教育の活動に関する点検・評価の実施に当たり、どのような手段を用いていますか。次のア～ケのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 教職員に対するアンケート
- イ 教職員相互の授業評価
- ウ 児童生徒に対するアンケート
- エ 児童生徒自身による人権教育に関する学習についての自己評価
- オ 保護者等に対するアンケート
- カ P T Aの会合等の機会を通じた保護者等からの意見聴取
- キ 学校評議員等からの意見聴取
- ク その他
- ケ 特に行っていない

(結果)

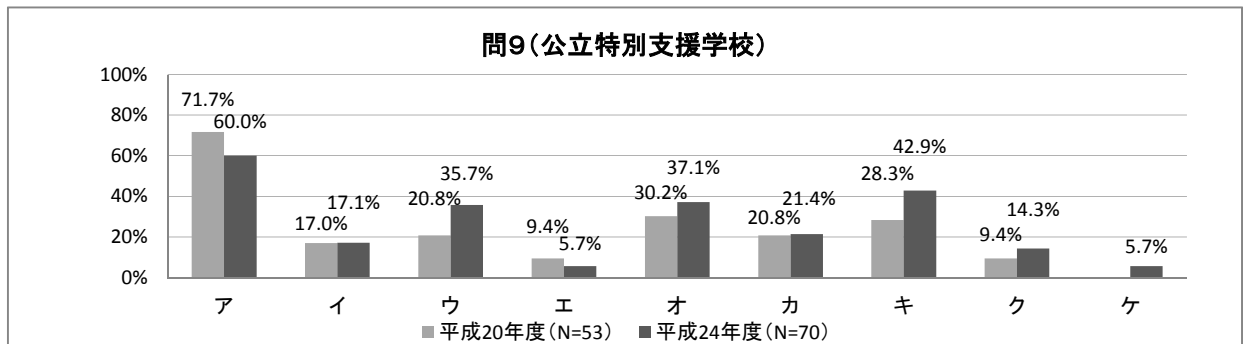
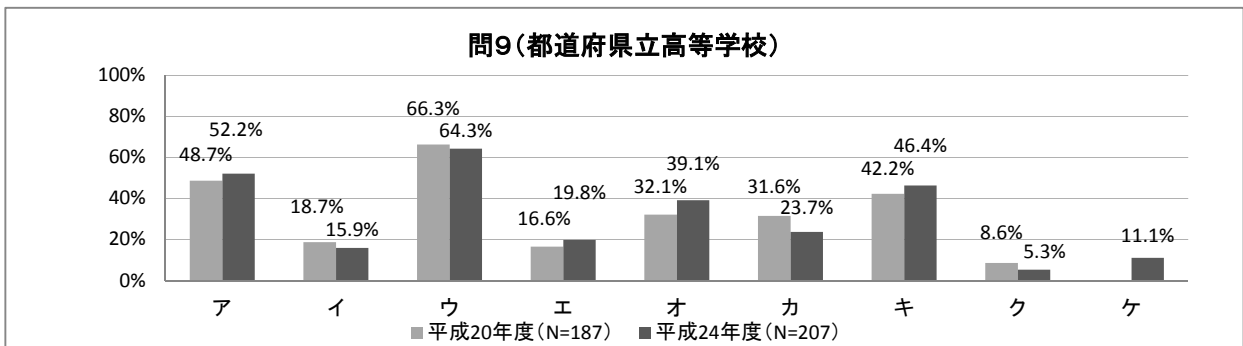
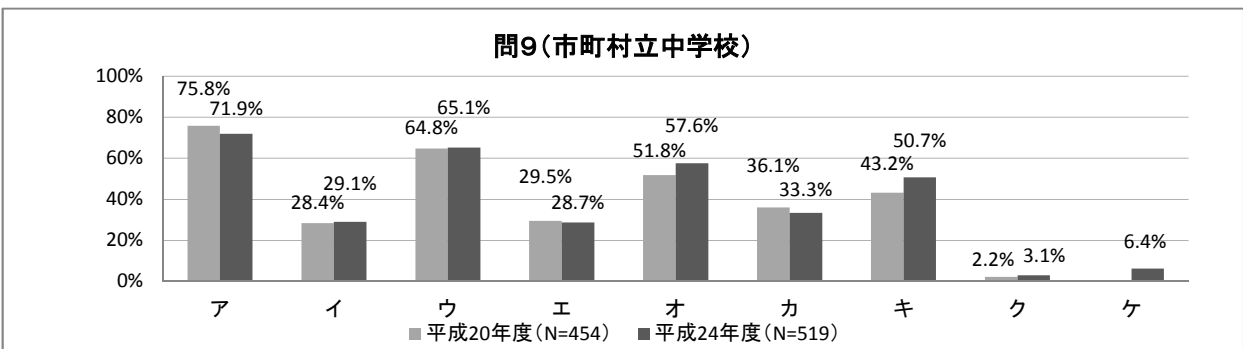
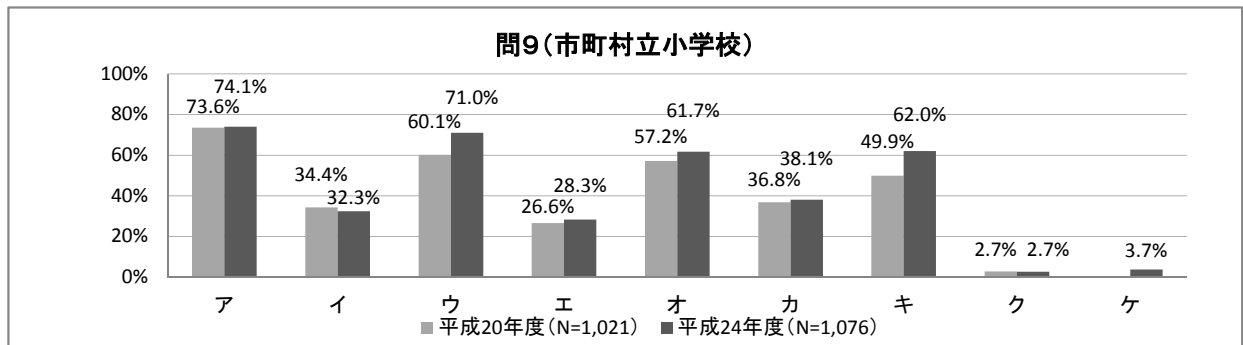
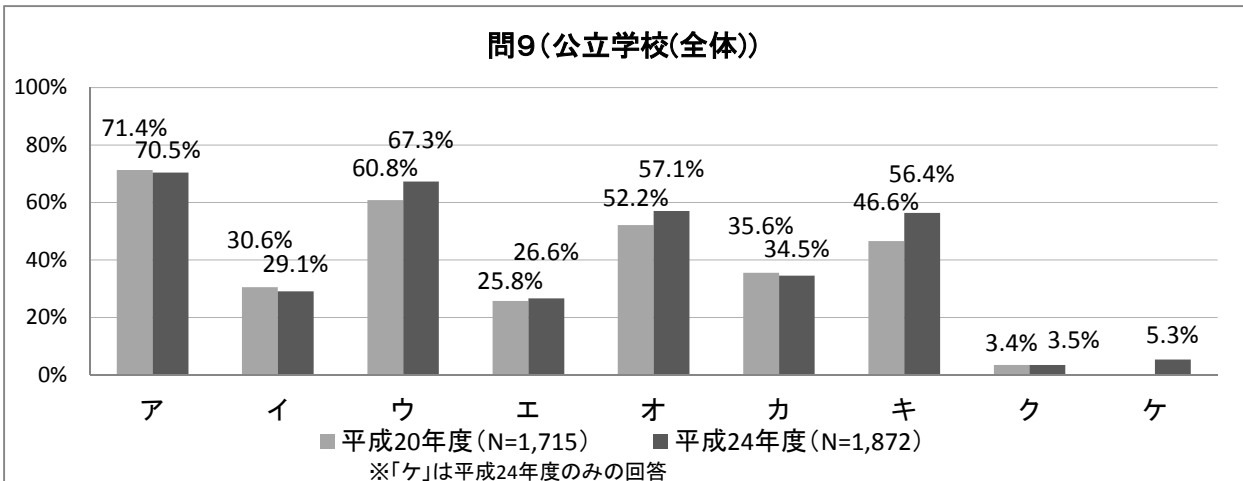
人権教育の活動に関する点検・評価の手段について、平成20年度と比べ、全体として、ウ、オ、キが比較的大きく増加している。割合の高い順に、アが0.9ポイント減少し70.5%、ウが6.5ポイント増加し67.3%、オが4.9ポイント増加し57.1%、キは9.8ポイント増加し56.4%、カは1.1ポイント減少し34.5%、イは1.5ポイント減少し29.1%、エは0.8ポイント増加し26.6%となっている。

(分析)

点検・評価の主たる手段となっているのは、前回と同様、教職員や児童生徒、保護者に対するアンケートである。他方で、教職員相互の授業評価や児童生徒自身による学習の自己評価といった取組による点検・評価は、比較的少ないという状況が見られる。人権教育を日々の授業の中で充実させる観点から、特に授業評価の在り方を改善するよう求めたい。

また、学校評議員等の意見をより聴取しようとする動きが見られ、今後ともその活用も期待される。

問9



(3) 家庭・地域、関係機関等との連携及び校種間の連携

問 10 貴校では、人権教育に関する家庭・地域との連携の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～クのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 地域において人権課題の解決に取り組んでいる方を講師として招くなど、地域の人材を活用して、人権教育の授業、校内研修等を行っている
- イ 児童生徒が、地域の人々から話を聞いたり、地域の人々を招いて学習の成果を発表したりする取組を行っている
- ウ 児童生徒が作成した人権啓発の作文、ポスター等を発表・展示している
- エ 学校における人権教育の取組等に関し、ホームページ、学校だより、学級通信、PTAの広報紙等を通じて情報発信している
- オ 保護者との懇談会、地域との協議会等の機会に、学校における人権教育の取組について説明したり、意見交換等を行ったりしている
- カ 教職員と保護者や地域の人々との共同により、人権の意識啓発等に係るイベントや研修会等を実施している
- キ その他
- ク 特に行っていない

(結果)

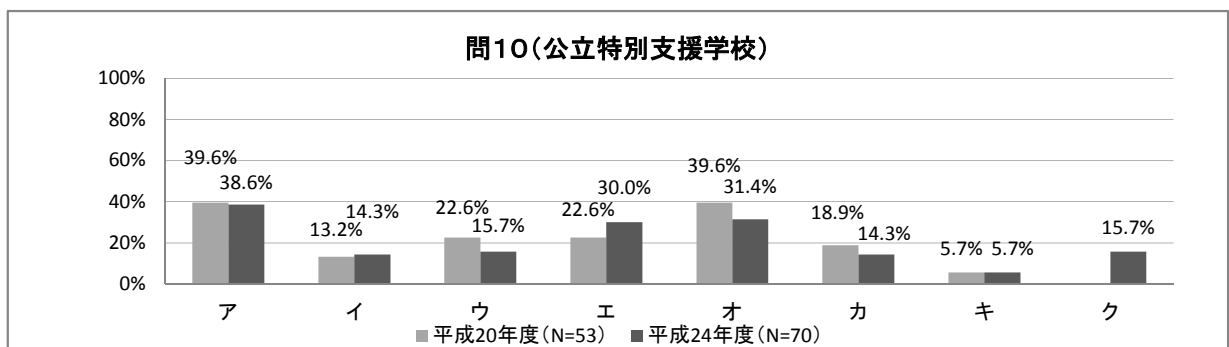
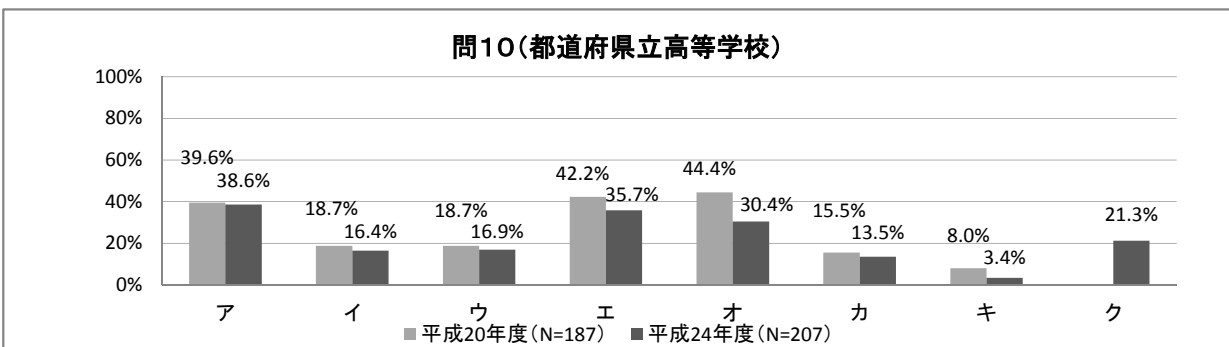
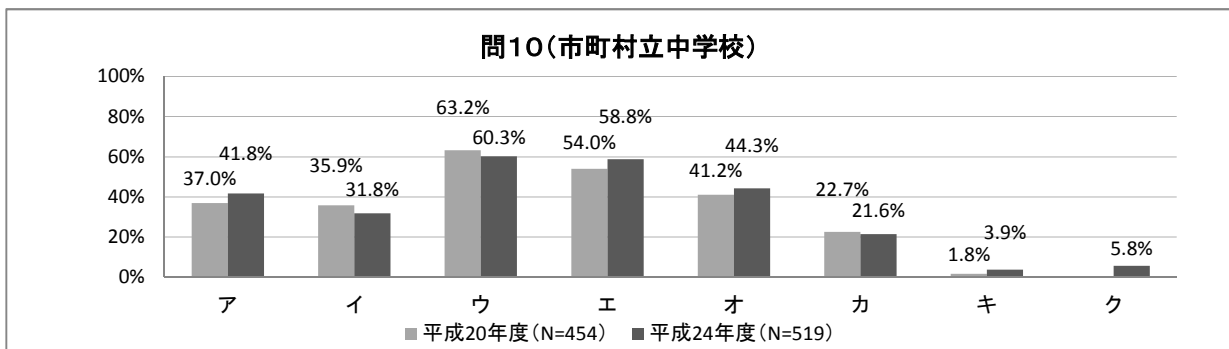
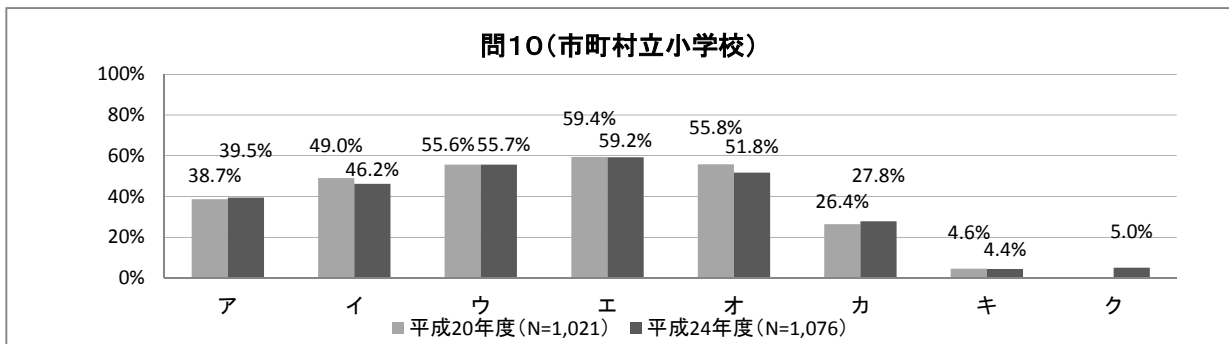
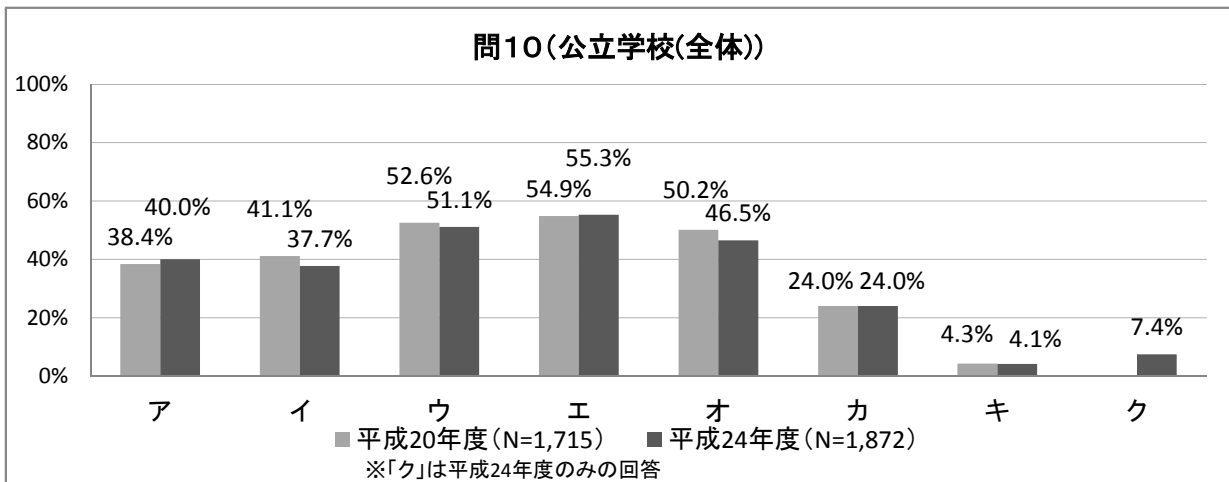
家庭・地域との連携した人権教育の取組の事例は、平成20年度と比べ、全体として、全般的な傾向に大きな変化はないが、割合の高い順に、エが0.4ポイント増加し55.3%、ウが1.5ポイント減少し51.1%、オが3.7ポイント減少し46.5%となっている。

(分析)

人権教育を通じて身に付ける資質・能力は、予め意図的に決定された教育課程だけではなく、学校・学級の雰囲気も極めて大きな影響を与える要素であるのと同じように、家庭や地域には児童生徒が育っていく環境としての家庭・地域という側面がある。このため、学校、家庭、地域がそれぞれに共通の理解を持ちながら、児童生徒の教育へ当たっていくことが重要である。

平成20年度と比べ、「イ 児童生徒が、地域の人々から話を聞いたり、地域の人々を招いて学習の成果を発表したりする取組を行っている」は3.4%減少、「オ 保護者との懇談会、地域との協議会等の機会に、学校における人権教育の取組について説明したり、意見交換等を行ったりしている」は3.7%減少しているが、学校、家庭、地域の連携の意義を十分に踏まえ、引き続き組織的な取組を行っていくことを期待したい。

問10



問 11 貴校では、人権教育に関する関係機関等（公的機関、福祉施設、市民団体、大学・研究機関、企業など）との連携の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～カのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 公的機関や市民団体等で人権課題の解決に取り組んでいる人、大学等で人権について研究している人等を講師として招くなど、関係機関等の人材を活用して、人権教育の授業、校内研修等を行っている
- イ 児童生徒が、人権に関わるテーマについて調べるため、関係機関等に取材したり、その成果をまとめて関係機関等に送ったりする取組を行っている
- ウ 児童生徒が、障害者施設や高齢者施設等の各種施設を訪問して、様々な人々とふれあい、交流する体験をしたり、ボランティア活動を実施したりする取組を行っている
- エ 児童生徒の人権意識等に関する調査・分析や、指導方法等の改善、教材の開発などに取り組むに当たり、関係機関等の専門家からの助言を得ている
- オ その他
- カ 特に行っていない

（結果）

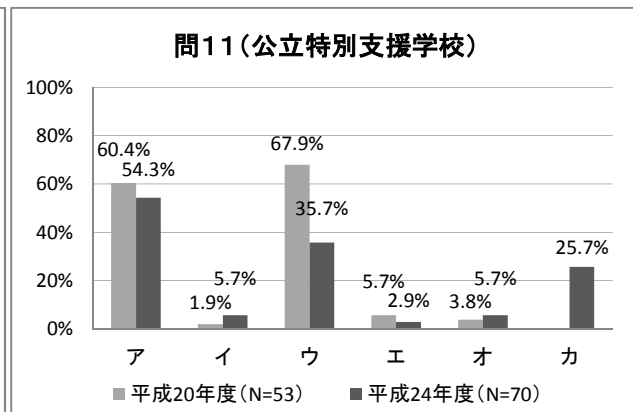
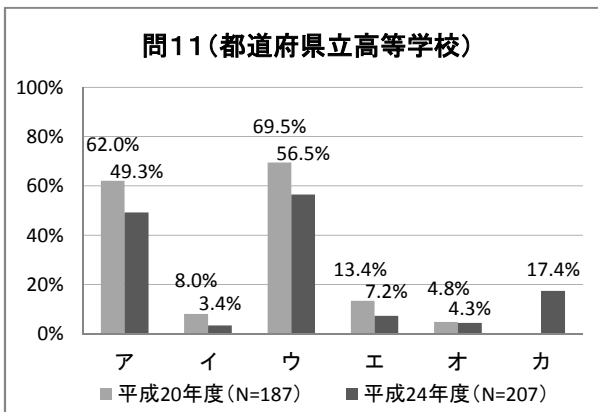
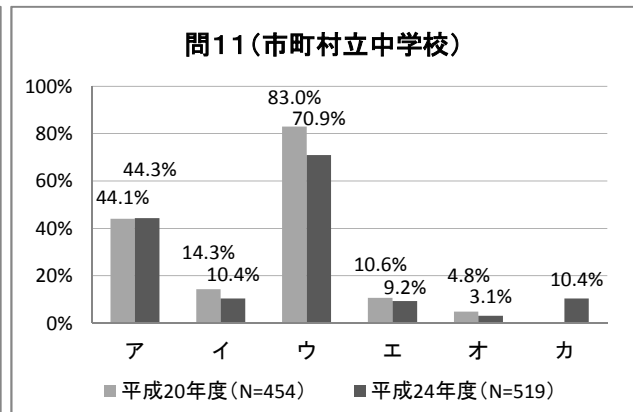
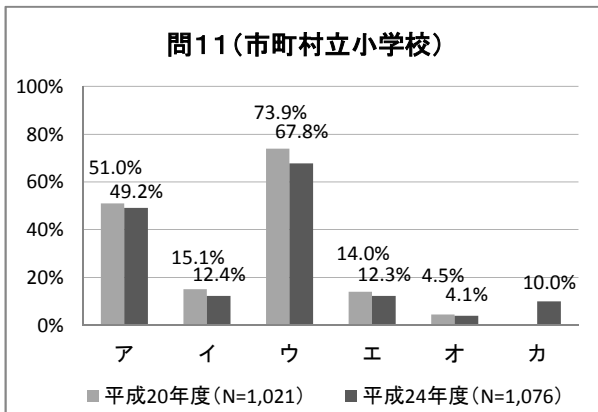
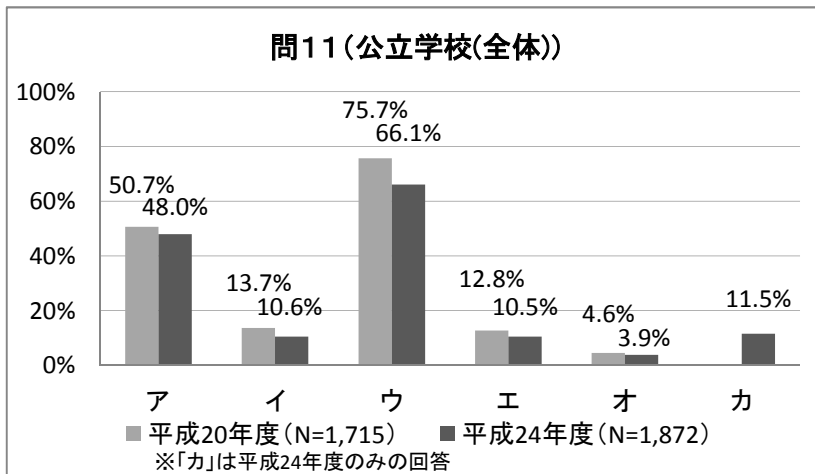
人権教育に関する関係機関等との連携の取組の内容について、平成20年度と比べ、全般的に減少傾向にある。割合が最も高いのが、ウの66.1%、次いでアの48.0%となっている。イは3.1ポイント減少し10.6%、エは2.3ポイント減少し10.5%、オは0.7ポイント減少し3.9%となっている。

（分析）

平成20年度と比べ、関係機関等と連携して人権教育に取り組む学校の割合が減ってきているが、取組の内容としては、各種施設の訪問を通じた様々な人との交流体験やボランティア活動、人権に関する知見を有する専門人材を活用した人権教育の授業や校内研修等が、依然として多く行われていると考えられる。

人権教育に関する関係機関との連携は、児童生徒における豊かな人権感覚を育成する際に教育的効果が期待できるものである。引き続き、関係機関等との連携の促進が図られ、児童生徒が関係機関等取材して自ら調査を行う取組など、児童生徒の自主性を尊重した協力、参加、体験的な学習等が充実することを期待したい。

問11



問12 貴校では、人権教育に関する校種間の連携（保・幼、小、中、高、中等教育学校、特別支援学校との連携）の取組として、どのような取組を実施していますか。次のア～キのうち当てはまるもの全てについて、回答様式にてお答えください。

- ア 校種間連携のための定期的な協議の場を設定している
- イ 隣接校種の学校と連携し、複数校種を通じた一貫性のあるカリキュラムの整備のための共同研究等を行っている
- ウ 異なる校種の学校と連携し、授業の改善や、指導力の向上等のための取組（相互の授業公開、授業研究、合同研修会の開催など）を行っている
- エ 異なる校種の学校と連携し、児童生徒の異年齢交流の取組を行っている
- オ 特別支援学校と幼稚園・小・中・高等学校とが連携し、障害のある児童生徒とない児童生徒との交流活動を行っている
- カ その他
- キ 特に行っていない

（結果）

人権教育に関する校種間の連携の内容について、平成20年度と比べ、全般的な傾向には大きな変化はなく、ア、ウ、エが40%台となっており、次いでオが3.9ポイント減少し25.4%、イが5.0ポイント増加し15.3%となっている。キは20.0%となっている。

（分析）

多くの学校においては、引き続き、異年齢交流、授業公開等による授業改善や指導力向上の取組、定期的な協議会等を通じて、人権教育に関する校種間連携を図っていると考えられる。

ただし、校種間連携による異年齢交流や特別支援学校と幼稚園・小学校・中学校・高等学校との連携の交流に取り組んでいるとの回答割合が減少しており、児童生徒同士の交流を通じた取組は人権感覚の育成に大きな教育的効果が期待できるものであることを踏まえ、その充実が望まれる。

他方、小学校と中学校において、複数校種を通じた一貫性のあるカリキュラム整備のための共同研究の取組が伸びている。義務教育の9年間を見通した小中一貫の連携が進められ、児童生徒の精神面での発達が著しい時期において、人権教育の視点を踏まえた一貫性のあるカリキュラムが整備されることには意義がある。

問12

